在京飯田高校同窓会会務に関する内規

制定　令和３年９月９日

１．目的

本内規は、在京飯田高校同窓会会則に基づき、在京飯田高校同窓会における事務局および各部会、委員会の役割を定め、同窓会活動を円滑に運営することを目的とする。

２．事務局

（１）　事業計画および事業報告の作成
（２）　予算案の取りまとめ
（３）　同窓会総会を学年幹事と連携し運営
（４）　役員会・常任役員会の運営
（５）　役員および各部会等との情報連携および役割の調整
（６）　相談室との連携
（７）　たかまつ会との連携
（８）　同窓会本部との連携

３．会計部会

（１）　日々の取引の集計および各種出納帳ならびに元帳など会計帳簿の作成
（２）　決算報告書および予算案の作成
（３）　各部会から提出された証憑書類を基に精算の実行
（４）　同窓会運営に有効な会計データを各部会に提供
（５）　同窓会の所有する現金、預金通帳、各種帳簿類を厳格に所持、保管
（６）　会計状況を幹事会、評議委員会に上程、報告

４．組織部会

（１）　会員の拡大を目的とした活動の企画・推進
（２）　同窓会維持会費の納入率向上を目的とした活動の企画・推進
（３）　会員の同窓会総会等同窓会活動への積極的な参加を促す活動の企画・推進

５．『稲穂』編集委員会

（１）　同窓会誌『稲穂』の編集・発行
（２）　広告・協賛金等の募集による編集・発行費用の確保
（３）　『稲穂』サポーター制度の運営による『稲穂』読者の獲得

６．広報部会

（１）　会員の有益な活動、母校並びに飯田下伊那に関する情報、同窓会活動等の主として電子メールによる紹介および収集
（２）　会員のメールアドレスの収集・管理

７．ホームページ管理部会

（１） 同窓会活動に関するホームページでの情報発信

（２） 同窓会活動の記録（総会、役員会、常任役員会、各部会、『稲穂』編集委員会、たかまつ会等）

８．名簿管理部会

（１） 会員からの届出および同窓会本部との連携により会員名簿（氏名・旧姓・会員番号・住所・電話番号・メールアドレス等）の管理

（２） 事務局および各部会、委員会が本内規で定める会員向けの情報発信・連絡・資料等送付に際して必要となる会員情報の提供

（３） 会員の最新の連絡先等の把握

９．改正および改廃

本内規の改正および改廃は、常任役員会が決定する。

１０．　施行

内規は、令和 3 年 11 月 13 日より施行する。

以上